13　別表３及び別表４中の「他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、債務者から他の金融機関（法第４条第４項及び第５条第２項の規定により貸付けの条件の変更等の申込みを受けた農水産業協同組合が緊密な連携を図る者をいう。以下この13及び14において同じ。）に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合におけるこれらの貸付けに係る債務者をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが当該申込みの事実が確認できなかった場合におけるこれらの債務者を除くものとする。

14　別表３及び別表４中の「他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行したことを認識している場合」とは、債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合又は他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合をいい、当該債務者から他の金融機関に照会することを拒否された場合及び当該債務者の同意を得て他の金融機関に当該実行の有無を照会したが当該実行の事実が確認できなかった場合を除くものとする。

15　法附則第２条第１項の規定によりなおその効力を有することとされる法第８条第１項の報告を行うときは、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。

16　平成23年９月末において「審査中」の貸付債権については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。

告示

○金融庁告示第六十五号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百七十六号）第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関は次に掲げる金融機関とし、平成二十一年十二月四日から適用する。

平成二十一年十二月三日

金融庁長官　三國谷勝範

株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社新生銀行
シティバンク銀行株式会社
株式会社ＳＢＪ銀行
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社セブン銀行
株式会社ジャパンネット銀行
ソニー銀行株式会社
イーバンク銀行株式会社
株式会社新銀行東京
日本振興銀行株式会社
住信ＳＢＩネット銀行株式会社
株式会社イオン銀行
株式会社じぶん銀行
中央三井信託銀行株式会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社
エス・ジー・信託銀行株式会社
ステート・ストリート信託銀行株式会社
ニューヨークメロン信託銀行株式会社
あおぞら信託銀行株式会社
オリックス信託銀行株式会社
株式会社しんきん信託銀行
中央三井アセット信託銀行株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
新生信託銀行株式会社
日興シティ信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
農中信託銀行株式会社
野村信託銀行株式会社
株式会社整理回収機構
株式会社あおぞら銀行
株式会社第二日本承継銀行
信金中央金庫
全国信用協同組合連合会
労働金庫連合会
農林中央金庫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）